

## 県産品販売サイトブラッシュアップ支援事業実施要領

### 第1 目的

物価高騰の影響を受ける県内食品事業者を支援するため、秋田県が楽天グループ株式会社（以下、「楽天」という。）と連携して実施する「秋田県WEB物産展」に合わせ、これに出展する県産品の卸・小売を行う事業者のECサイトの改修等を支援することにより、県産品の魅力発信と販売力の強化を図り、中小事業者の販路拡大及び売上向上に寄与することを目的とする。

### 第2 補助対象事業者

この事業の対象は、次に掲げる全てに該当する事業者とする。

- (1) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」であること。
- (2) 県内に主たる拠点を有すること。
- (3) 令和8年4月1日現在、楽天が運営するECモール「楽天市場」において県産品に特化したショップを運営し1,500点以上の商品を販売していること。
- (4) 次に掲げる欠格事項に該当しないこと。
  - ア 国税又は地方税の滞納があること。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
  - イ 県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っていること。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
  - ウ 事業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であること。また、反社会的勢力と関係を有していること。
  - エ 本事業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由があること。

### 第3 補助対象経費

補助対象は、次に掲げる経費とする。なお、同年度内に国や県及び市町村の同様の制度（補助金、委託費等）を活用しているものを除く。

- (1) システム構築・改修費（サイト構築、機能拡張等）
- (2) 外注費（デザイン制作、商品撮影、動画制作等）
- (3) 広告宣伝費（ECモール内広告、SNS広告、広報物作成等）
- (4) 専門家経費（EC運営コンサルティング等）
- (5) その他知事が必要と認める経費

### 第4 助成

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成するものとする。

- 1 補助率は2分の1以内とする。
- 2 補助限度額は150万円とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、審査の結果、交付額が申請額を下回ることや、採択されないことがある。

- 3 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県観光文化スポーツ部県産品振興課関係補助金交付要綱に定めるとおりとする。
- 4 事業の採択後、事業実施主体又は事業内容が要件を満たさないことが明らかになった場合は、事業の中止又は補助金の返還を求めることができるものとする

## 第5 事業の手続き

### 1 事業実施計画の承認申請

本事業を実施しようとする者は、事業実施計画書を観光文化スポーツ部長に提出するものとする。

### 2 事業実施計画の採択

観光文化スポーツ部長は、事業実施計画書の内容を審査し、適当と認める場合は承認するとともに、申請者に対して審査結果を通知する

### 3 事業の着手

事業の着手は、補助金交付決定に基づき行うものとする。

### 4 事業実施計画の変更

事業実施計画の以下に掲げる重要な変更については、1、2及び3に準じて行うものとする

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業に要する経費の30%を超える増減

(3) その他の重要な変更

## 第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和8年12月31日までとする。

## 第7 報告

事業実施主体は、事業実施計画に基づく事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を作成し、観光文化スポーツ部長に報告するものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

## 第9 様式

様式第1号及び第1-2号 事業実施計画(変更)承認申請書【第5の1、4】

様式第2号 事業実施計画の(変更)承認について【第5の2】

様式第3号 事業実施計画の不採択について【第5の2】

様式第4号及び第4-2号 事業実績報告書【第7】

## 附 則

この要領は、令和8年6月8日から施行する。